埼医業Ⅰ第１８３３号
令和６年１０月２５日

郡市・大学医師会長　　殿
（担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　髙　木　　学）
（公印省略）

HPV ワクチンに関する 10 月以降の接種スケジュールについて（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記のことについて、日本医師会感染症危機管理対策室長から別紙（写）のとおり通知（日医発第１２４４号（健Ⅱ））がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関あてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、厚生労働省からの本通知を受け、日本医師会では、接種で使用するワクチンについて、製造販売業者より出荷制限を実施している旨の公表がなされている現状を踏まえ、厚生労働省に対し、接種を実施する医療機関へ必要とするワクチンが十分に供給されるよう、強く申し入れを行っているとのことです。

担当：業務課 業務Ⅰ担当 森田
電話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

日医発第 1244 号（健Ⅱ）
令和６年 10 月 17 日

都道府県医師会、郡市区医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本　洋 一

HPV ワクチンに関する 10 月以降の接種スケジュールについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記に係る事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して従来の対象年齢を超えて行う接種（キャッチアップ接種）の実施期間が令和７年３月 31 日までとされております。

本件は、今後のキャッチアップ接種の取扱いについて、各自治体から照会があった内容を情報提供するもので、標準的な接種方法をとることができない場合４価及び９価ワクチンについては最短４か月で接種を完了する方法が示されており、当該ワクチンを令和６年度中に３回の接種を完了する場合は今年の 11 月末までの接種開始を検討するよう記載されております。

また、キャッチアップ接種の期間である令和７年３月 31 日までの間であれば、３回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えないとされております。

なお、本会においては、接種で使用するワクチンについて、製造販売業者より出荷制限を実施している旨の公表がなされている現状を踏まえ、厚生労働省に対し、接種を実施する医療機関へ必要とするワクチンが十分に供給されるよう、強く申し入れを行っております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、自治体への働きかけ、会員や接種対象者への情報提供、啓発活動等の接種促進に向けた協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省 HP　HPV ワクチンに関する広報について：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html

（参考　日本医師会 HP）
ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種及び子宮頸がん：
https://www.med.or.jp/people/health/kansen/011756.html
ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種及び子宮頸がん【医師向け】：
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/hpv/011765.html

事　務　連　絡
令和６年 10 月 16 日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ＨＰＶワクチンに関する 10 月以降の接種スケジュールについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法として、特に疑義が多かった点について整理し、別紙のとおり都道府県、市町村及び特別区宛てにお示ししております。

つきましては、貴会員への周知について特段の御配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

別　紙

事　務　連　絡
令和６年 10 月 16 日

各（都道府県／市 町 村／特 別 区）　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ＨＰＶワクチンに関する 10 月以降の接種スケジュールについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ＨＰＶワクチンに関する10月以降の接種スケジュール等については、別紙「ＨＰＶワクチンに関する 10 月以降の周知資材等について（その２）」（令和６年９月 16 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「９月 16 日付け事務連絡」という。）において、お知らせしたところです。

今般、標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法として、特に疑義が多かった点について、下記のとおり整理しましたので改めてお知らせいたします。

引き続き、接種対象者や保護者等への周知・広報を含め、接種を希望する者に対して円滑な接種の実施のために必要な対応を講じるとともに、貴管内関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

１．標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法について

９月 16 日付け事務連絡においては、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえ、定期接種実施要領（以下「実施要領」という。）において、４価及び９価ワクチンについては最短４か月で接種を完了する方法が実施要領に示されている旨、お示ししております。

このことを踏まえ、引き続き、接種対象者ご自身の体調等を考慮し、無理のない接種スケジュールを計画いただくとともに、令和６年度中に当該ワクチンの３回の接種を完了することを希望する場合は、今年の 11 月末までに接種を開始することを検討してください。

事　務　連　絡
令和６年 10 月 15 日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ＨＰＶワクチンに関する 10 月以降の周知資材等について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、10 月以降のＨＰＶワクチンの周知に活用いただける資材、及び 10 月以降の接種スケジュール等に関して各自治体から照会いただいた内容をＱＡにまとめ、別紙のとおり都道府県、市町村及び特別区宛てにお示ししております。

つきましては、貴会員への周知について特段の御配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

別　紙

事　務　連　絡
令和６年９月16日

各 都道府県 市町村 特別区 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ＨＰＶワクチンに関する10月以降の周知資材等について（その２）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「ＨＰＶワクチン」という。）については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和４年４月１日から令和７年３月31日までの３年間としており、今年度は実施期間の最終年度となっております。加えて、高校１年相当の女性についても、定期接種の対象となる最終年度となっております。

また、15歳以上の女性は、ＨＰＶワクチンを合計３回接種する必要があり、年度内に公費で３回の接種を完了するためには約６か月の期間を要することから、公費による接種を希望する方は、遅くとも本年９月末までに１回目の接種をする必要があるところ、これまで当省からは周知に活用いただける資材等をお示ししており、各自治体においてこうした資材等も活用いただきながら様々な方法で周知に御尽力いただいているものと承知しております。

先般「ＨＰＶワクチンに関する10月以降の周知資材等について」（令和６年８月23日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）にてお知らせしていたとおり、10月以降のＨＰＶワクチンの周知に活用いただける資材、及び10月以降の接種スケジュール等に関して各自治体から照会いただいた内容を別添のＱＡにまとめました。

引き続き、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断が行えるよう周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【チラシ・ポスター（2024年９月作成）】
資材１　キャッチアップ接種チラシ
資材２　キャッチアップ接種チラシ（横長サイズ）
資材３　キャッチアップ接種ポスター
資材４　高校１年生向けチラシ
資材５　高校１年生向けチラシ（横長サイズ）
資材６　高校１年生向けポスター
（資材については、厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます）
ＵＲＬ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html

別　添

○ＨＰＶワクチンに関する10月以降の接種スケジュール等の取扱いについて

問１　HPV ワクチンのキャッチアップ接種について、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえて、定期接種実施要領の標準的な接種方法をとることができない場合はどうすればよいか。

（答）

○　定期接種実施要領第２各論６（４）～（６）に定めている通り、以下のように接種することが考えられる。

	標準的な接種方法	左記の方法をとる事ができない場合の接種方法
２価	１月の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から６月の間隔をおいて１回行う。	１月以上の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から５月以上、かつ２回目の注射から２月半以上の間隔をおいて１回行う。
４価	２月の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から６月の間隔をおいて１回行う。	１月以上の間隔をおいて２回行った後、２回目の注射から３月以上の間隔をおいて１回行う。
９価	２月の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から６月の間隔をおいて１回行う。	１月以上の間隔をおいて２回行った後、２回目の注射から３月以上の間隔をおいて１回行う。

問２　答１の方法を自治体から被接種者に個別に周知して差し支えないか。また、国は周知を行う予定はあるか。

（答）

○　ワクチンの添付文書における記載や、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論において、「キャッチアップ接種の周知に当たっては、被接種者が自らの体調等を考慮せず、無理をして接種をしないよう、早い段階からの周知を行うべき」との指摘を踏まえ、国の周知においては標準的な接種方法について早い段階からお知らせすることとしてきた。

○　自治体において、被接種者や医療機関等からの個別の照会に対して、また、無理のない接種を促すことと併せて、答１に示した接種方法を案内・周知することは差し支えないが、国としては前述の周知の考え方から、一律に答１の方法を周知する予定はない。

問３　令和７年３月末までに３回目までの接種を完了できない場合であっても、令和７年３月末までに行った接種は公費の対象か。

（答）

○　キャッチアップ接種の期間である令和７年３月 31 日までの間であれば、３回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えない。